

有機畜産物の生産行程管理者の認証手数料

<個人・法人申請共通>

年間基本費用 = 1. 認証基本料 + 2. 実地検査料 + 3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ）

1. 認証基本料：[別表 1-4]の A(飼養数量分) + B(申請面積料金分) の合計または[別表 1-5]により計算

[別表 1-4]

A：家畜・家禽飼養数量（有機的管理個体対象） ※別途消費税がかかります。

| 料金区分 | 乳牛・肥育牛・馬 | | 豚・めん羊・山羊 | | 家禽類 | |
|------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| A | 100 頭まで | 30,000 円 | 100 頭まで | 30,000 円 | 300 羽まで | 30,000 円 |
| B | 200 頭まで | 60,000 円 | 200 頭まで | 60,000 円 | 600 羽まで | 60,000 円 |
| C | 201 頭以上は 100 頭ごとに加算 | 30,000 円の追加 | 201 頭以上は 100 頭ごとに加算 | 30,000 円の追加 | 600 羽以上は 300 羽ごとに加算 | 30,000 円の追加 |

B：採草地、飼料畑、牧草地、野外飼育場などすべてを含めた面積料金分 ※別途消費税がかかります。

| 料金区分 | 申請面積 ※1 | 面積による金額 | | 検査判定費用 ※2 | 規定圃場数 | 備考 |
|------|------------|-----------|----------|--------------|---------|--------------------------------|
| | | 新規認証 | 2 年目以後 | | | |
| A | 30a 未満 | 60,000 円 | 40,000 円 | 30,000 円 | なし | 規定圃場数より多い場合は、5 圃場ごとに 5,000 円加算 |
| B | 1ha 未満 | 75,000 円 | 55,000 円 | 30,000 円 | なし | |
| C | 10ha 未満 | 80,000 円 | 60,000 円 | 30,000 円 | 10 圃場まで | |
| D | 30ha 未満 | 90,000 円 | 70,000 円 | 30,000 円 | 20 圃場まで | |
| E | 60ha 未満 | 100,000 円 | 80,000 円 | 30,000 円 | 40 圃場まで | |
| F | 100ha 未満 | 110,000 円 | 90,000 円 | 30,000 円 | | |

| | | | | | | |
|---|----------|-----------|-----------|----------|---------|---|
| G | 200ha 未満 | 130,000 円 | 110,000 円 | 30,000 円 | 40 圃場まで | 規定圃場数より多い場合は、5 圃場ごとに 5,000 円加算 |
| H | 400ha 未満 | 140,000 円 | 120,000 円 | 30,000 円 | | |
| I | 400ha 以上 | 145,000 円 | 125,000 円 | 30,000 円 | 40 圃場まで | 面積 100ha 毎に 10,000 円加算。 加えて、規定圃場数より多い場合は 5 圃場ごとに 5,000 円加算 |

※1. 有機畜産物の生産行程管理者における、飼料作物の栽培圃場などの圃場が、同時に有機農産物や有機飼料の生産行程管理者認証の圃場に該当している場合（大豆畑で食用大豆と畜産飼料用大豆の生産をする場合など）、二つの認証で共通している圃場については、有機畜産物認証の「面積による金額」の計算から除外することとし、一つの圃場に対しての「面積による金額」を複数回加算しないこととする。

※2. 検査判定費用には検査時間 4 時間を含みます。品目数、規模等により派遣する検査員の人数を検討します。

[別表 1-5] : と畜場・と殺場単独の認証の場合 ※別途消費税がかかります。

と畜場・と殺場が有機畜産物の生産行程管理者の認証を取得する場合には、[別表 1-4]ではなく、[別表 1-5]により認証基本料を計算する。

| 料金区分 | 年間売上区分 ※3 | 認証基本手数料 (1 品種) | | 検査判定費用 ※2 | 2 品種以上 ※4 | 備考 |
|------|--------------|-------------------|-----------|--------------|--------------|--|
| | | 新規認証 | 2 年目以後 | | | |
| A | 1000 万円未満 | 75,000 円 | 55,000 円 | 30,000 円 | 加算なし | <品種とは> 牛・馬・豚・羊など、畜種が異なる場合には、品種の加算になります。 |
| B | 5000 万円未満 | 85,000 円 | 65,000 円 | 30,000 円 | 加算なし | |
| C | 3 億円未満 | 115,000 円 | 95,000 円 | 30,000 円 | 10,000 円 | |
| D | 10 億円未満 | 150,000 円 | 130,000 円 | 30,000 円 | 10,000 円 | |
| E | 10 億円以上 | 180,000 円 | 160,000 円 | 30,000 円 | 10,000 円 | |

※3. 「年間売上区分」は申請者の売上総体とします。

※4. 1 品種増えるごとに加算します。

※ 有機 JAS マークの印刷された表示シールなどの包装資材を制作する場合は、包材デザインを登録し、年間 10,000 円の「デザイン管理料」を加算します。

当社から有機 JAS 証票を購入するなど、自社で JAS マーク入り包装資材を制作しない場合は「デザイン管理料」は発生しません。

2. 実地検査料：[別表 2-1][別表 2-2]により換算

[別表 2-1]：移動費用 ※別途消費税がかかります。

| | |
|-----|--|
| 交通費 | <ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道、船舶、航空機、自家用車、高速料金、レンタカーなどを利用した場合の実費を加算する。 ・移動手段については検査員が選択して、計画書で検査の対象者へ通知する。 ・自家用車、レンタカーを使用する場合は、往復の走行距離 1km あたり 30 円の請求とする。また、高速道路を利用する移動を基本とする。 ・車での移動は、法定速度を順守する。 |
| 宿泊費 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。 |

[別表 2-2]：超過時間 ※別途消費税がかかります。

| | | |
|------|--|---|
| 移動時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間までは認証基本手数料に含まれる。 ・公共交通機関利用の際の待ち時間、自家用車、レンタカー利用の際の休憩時間（移動 2 時間に対して 15 分程度）なども移動時間に含む。 | |
| | 移動時間の超過額 | 4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。ただし、自動車を利用した場合の上限を 15,000 円/1 日とする |
| 検査時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査時間は 4 時間を基本とする。4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算。 ・農場間、圃場間、施設間の移動に時間がかかる場合や、外部施設の確認にかかる時間も検査時間に含めて計算するものとする。 | |
| | 検査時間の超過額 | 4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。 |

3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ適用）

[別表 3-1] : 有機畜産物の生産行程管理者が、小分け業務を行う場合 ※別途消費税がかかります。

| | |
|--|----------------|
| 有機畜産物の生産行程管理者が他者の有機畜産物を受け入れて、小分け・格付を行う場合 | 個人：20,000 円を加算 |
| | 法人：30,000 円を加算 |

[別表 3-2] : 有機畜産物の生産行程管理者が、外国格付表示業者の認証を取得する場合 ※別途消費税がかかります。

| | |
|----------------------------------|---|
| 有機畜産物の生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を取得する場合 | 70,000 円 を加算 (認証基本手数料：40,000 円 + 検査判定費用：30,000 円) |
|----------------------------------|---|

[別表 3-3b] : 有機畜産物の生産行程管理者が、有機飼料を格付出荷する場合 ※別途消費税がかかります。

| 生産する有機飼料の取扱方法 | 金額 |
|------------------------------------|-----------------------|
| 有機畜産物認証の圃場・施設で生産する自家飼料を他者へ格付出荷する場合 | 30,000 円を加算 |
| 有機畜産物認証の圃場・施設以外で生産する飼料を他者へ格付出荷する場合 | 別途「有機飼料の生産行程管理者」認証の料金 |